

26理論マスターの改定（追加）

4-1 個人住民税の算出所得割額から控除する制度

3. 住宅借入金等特別控除（法附5の4、61）

重要度◎

(3) 控除限度額

① 道府県民税

次のイとロのいずれか低い金額

イ 前年分の所得税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額 (※) の2%相当額

ロ 39,000円

② 市町村民税

次のイとロのいずれか低い金額

イ 前年分の所得税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額 (※) の3%相当額

ロ 58,500円

※ 居住年が令和7年までの各年である場合には、前年分の所得税の基礎控除額から48万円を控除した額（零を下回る場合は零）を加算した額とする。

(注) 指定都市に住所を有する場合には、2%を1%、39,000円を19,500円、3%を4%、58,500円を78,000円とする。

4 寄附金税額控除

重要度◎

- ③ 特例控除額は、その所得割の納税義務者が前年中に支出した②の寄附金の額の合計額のうち 2,000円を超える金額に、次の区分に応じそれぞれに定める割合を乗じて得た金額の、道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3相当額とする。

なお、特例控除額は、調整控除適用後の所得割の額の20%相当額を限度とする。

イ 課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額が零以上であるとき

… その控除後の金額の区分に応じ、それぞれに掲げる割合

(イ) 195万円以下	84.895%
(ロ) 195万円超 330万円以下	79.79%
(ハ) 330万円超 695万円以下	69.58%
(ニ) 695万円超 900万円以下	66.517%
(ホ) 900万円超 1,800万円以下	56.307%
(ヘ) 1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
(ト) 4,000万円超	44.055%

※ 人的控除差調整額とは、5万円と調整控除の対象となる基礎控除以外の人的控除の差額の合計額に、前年分の所得税の基礎控除額から48万円を控除した額（零を下回る場合は零）を加算した金額とする。